

岩手県告示第557号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり事業規程の変更を承認した。

平成28年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事業を行う者の名称及び住所

(1) 名称 公益社団法人岩手県農業公社

(2) 住所 盛岡市神明町7番5号

2 事業規程承認の年月日 平成26年6月2日

3 変更承認に係る事業の種類

(1) 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。）

(2) 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に規定する事業をいう。）

(3) 農業所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。）

(4) 研修等事業（法第7条第4号に規定する事業をいう。）

4 変更の内容

法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

5 変更承認の年月日 平成28年5月30日